

| 授与する学位の名称   | 博士(公衆衛生学) [Doctor of Philosophy in Public Health]   |  |
|---|---|--|
| 人材養成目的  | 超少子高齢社会や地球規模で直面する多様な健康問題の解決にむけて、公衆衛生学の専門知識および関連領域の学際横断的知識と研究能力を備えた高度な公衆衛生学専門家を養成する。                         |  |
| 養成する人材像   | 公衆衛生に関する高度専門知識と学際的知識および研究教育能力を十分に兼ね備えた人材、公衆衛生行政や地域・学校・職域・国際保健の向上に貢献する人材                                     |  |
| 修了後の進路  | 国内外の大学および研究機関の専門教育研究者、保健医療福祉行政官、保健医療機関の専門管理職  |  |
| ディプロマポリシー   |   |  |
| 筑波大学大学院学則及び関係規則に規定する3年制博士課程の修了の要件を充足したうえで、次の知識・能力を有すると認められた者に、博士(体育科学)の学位を授与する。 |   |  |
| 知識・能力   | 評価の観点   | 対応する主な学修   |
| 1. 知の創成力: 未来の社会に貢献し得る新たな知を創成する能力  | ① 新たな知の創成といえる研究成果等があるか<br>② 人類社会の未来に資する知を創成することが期待できるか  | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など                 |
| 2. マネジメント能力: 俯瞰的な視野から課題を発見し解決のための方策を計画し実行する能力                                   | ① 重要な課題に対して長期的な計画を立て、的確に実行することができるか<br>② 専門分野以外においても課題を発見し、俯瞰的な視野から解決する能力はあるか                               | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など                 |
| 3. コミュニケーション能力: 学術的成果の本質を積極的かつ分かりやすく伝える能力                                       | ① 異分野の研究者や研究者以外の人に対して、研究内容や専門知識の本質を分かりやすく論理的に説明することができるか<br>② 専門分野の研究者等に自分の研究成果を積極的に伝えるときに、質問に的確に答えることができるか | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など                 |
| 4. リーダーシップ力: リーダーシップを発揮して目的を達成する能力  | ① 魅力的かつ説得力のある目標を設定することができるか<br>② 目標を実現するための体制を構築し、リーダーとして目的を達成する能力があるか                                      | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、TF、TA、成果発表会など                            |
| 5. 国際性: 国際的に活動し国際社会に貢献する高い意識と意欲   | ① 国際社会への貢献や国際的な活動に対する高い意識と意欲があるか<br>② 国際的な情報収集や行動に十分な語学力を有するか   | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、英語論文投稿など                                 |
| 6. 研究力: 公衆衛生学分野における最新の専門知識に基づいて現代的・将来的な研究課題を設定し、自立して研究計画を遂行できる能力                | ① 最新の専門知識に基づき、公衆衛生学分野における現代的・将来的課題を設定できるか<br>② 設定した研究課題に対して、自立して研究計画を遂行できるか                                 | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など                 |
| 7. 専門知識: 公衆衛生学分野の先端的かつ高度な専門知識、および関連する諸科学の学際的専門知識                                | ① 公衆衛生学分野の先端的かつ高度な専門知識を有しているか<br>② 関連する諸科学の学際的専門知識を有しているか   | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、ヒューマン・ケア科学特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など |
| 8. 倫理観: 公衆衛生学分野の研究者にふさわしい倫理観と倫理知識、および専攻する特定の分野に関する深い倫理的知識                       | ① 公衆衛生学分野に関する深い倫理的知識を持っているか<br>② 専攻する特定分野に関する倫理観と倫理的知識を持っているか   | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など                 |
| 9. 学際的応用力: 公衆衛生学に係る学際的知識と技術を現代的・将来的課題の解決に応用する力                                  | ① 公衆衛生学の現代的・将来的課題に対して、学際的視点から取り組んでいるか<br>② 公衆衛生学の現代的・将来的課題の解決に、学際的・総合的な応用を試みているか                            | パブリックヘルス特論Ⅰ-Ⅲ、ヒューマン・ケア科学特論Ⅰ-Ⅲ、パブリックヘルス演習、パブリックヘルス特別研究、博士論文作成、学会発表、論文投稿、審査会発表など |

| 学位論文に係る評価の基準   |  |
|--|--|
| <p>筑波大学大学院学則に規定する要件を充足した上で、主査1名、副査3名以上で構成する学位論文審査委員会により、学位論文が以下の評価項目を満たす水準であることが確認され、かつ最終試験で合格と判定されること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学際的・複合的な学問領域である公衆衛生学において、関連する先行研究を十分にふまえて独創的で新奇性に優れたテーマを設定であること。</li> <li>2. 研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論が論理的な構成で学位論文の形式にまとめられていること。</li> <li>3. 公衆衛生学における妥当な研究方法により社会貢献性の高い成果を得て、健康課題の解決に寄与すると認められること。</li> <li>4. 研究倫理上の問題がなく公正性が認められること。</li> </ol> |  |
| カリキュラム・ポリシー  |  |
| <p>ヒューマン・ケア科学学位プログラムとの共同による人間系・体育系・医学医療系の多分野横断さらに国立保健医療科学院との連携大学院によって、公衆衛生学に関わる学際融合の専門知識を学び、高度な研究能力、倫理観、課題解決能力を養う教育・研究指導を行う。</p>   |  |
| 教育課程の編成方針  | <p>人間系・体育系・医学医療系および国立保健医療科学院の連携教員からなる分野横断の教員構成によって、教育学、心理学、体育科学、保健学、医学、看護学、疫学・統計学など、人間の生活と健康の支援に関わる広範な専門分野の理論や研究法を学ぶとともに、複数の専門分野の教員から研究指導を受ける教育課程を編成する。これにより、個人、社会、環境の多角的な観点をふまえた公衆衛生学に関わる学際的な専門研究能力と課題解決能力を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学際横断的な専門基礎科目（「特論」各科目1単位、合計6単位必修）を開設し、人間の生活と健康の支援に関わる広範な分野の理論や研究法を学び、学際融合の視座と専門知識を身に着ける。</li> <li>・「パブリックヘルス特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、公衆衛生学の各分野（国際保健学、保健医療政策学、健康社会学、ヘルスサービスリサーチ、運動・栄養学、生涯健康学、生活環境学、健康危機管理学）に関わる専門知識を、「ヒューマン・ケア科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、ヒューマン・ケア科学の各分野（高齢者ケアリング学、共生教育学、臨床心理学、発達臨床心理学、社会精神保健学、ストレスマネジメント）に関わる専門知識を、それぞれ修得する。</li> <li>・専門科目（「演習」「特別研究」各科目3単位、必修6単位）では、「パブリックヘルス演習」により公衆衛生学の専門分野に関する最先端の高度な専門知識を、「パブリックヘルス特別研究」により論文作成と発表に係る高度な研究手法と倫理観を、それぞれ修得する。さらに、複数の教員から研究指導を受けることにより、学際融合の広い視座にたつ研究能力と課題解決能力を修得する。</li> </ul> |
| 学修の方法・プロセス   | <p>標準履修年次である3年間の修了（学位取得）をめざし、標準学修課程フローチャートにより計画的・継続的に複数の教員から指導を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次では学位論文の研究計画の立案、研究倫理審査を経て研究に着手する。</li> <li>・1、2年次に専門基礎科目である「パブリックヘルス特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ヒューマン・ケア科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」により、公衆衛生学に関わる専門的知識と学際的知識を修得する。</li> <li>・2年次以降は、専門科目である「パブリックヘルス演習」と「パブリックヘルス特別研究」により、専門分野の最先端の知識と研究手法を修得するとともに、指導教員・副指導教員より学位論文作成の指導を受け、学会発表や論文投稿を積極的に行う。</li> <li>・入学直後、毎年度末、学位論文審査の申請時に、コンピテンス評価表（ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・能力の獲得について、学生による達成度評価ならびに教員による確認）を提出する。</li> <li>・中間審査会に合格するまで、3ヶ月毎に学修指導記録（指導教員・副指導教員による学修成果および研究進捗に関する確認と指導の記録）を提出する。</li> <li>・中間審査会、予備審査会、学位論文審査会、博士論文成果発表会において、プレゼンテーションを行う。</li> </ul>  |
| 学修成果の評価  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・能力について、入学直後、毎年度末、学位論文審査の申請時にコンピテンス評価表として提出し、教育会議において各学生の達成度を教員間で確認し、評価する。</li> <li>・学修成果と研究進捗について3ヶ月ごとに学修指導記録として提出し、学位プログラム教育会議において各学生の学修・研究の状況を評価する。</li> <li>・中間審査会は公開で行い、学位論文の全体計画及び研究内容に関する論理一貫性、研究倫理審査との整合性、研究全体の5割以上の進捗について、主査と2名の副査が審査する。</li> <li>・予備審査会は公開で行い、学位論文としての質や学術論文の投稿、学位論文審査会に進めるか否かについて中間審査会での主査と2名の副査が審査する。</li> <li>・学位論文審査会も公開で行い、予備審査会の主査と2名の副査に本学位プログラム以外の副査1名も加わってさらに学際的な視点から適正な審査を行う。</li> </ul>   |

| アドミッション・ポリシー |  |
|--------------|--|
| 求める人材        | 私たちが国内外で直面している公衆衛生学やその関連領域の問題に深い関心を持ち、その解決に高度な専門知識と技術を用いた学際的な研究を通して意欲的に取り組む姿勢を有する人材を求める。公衆衛生学やその関連領域の学修実績・実務経験を有することが望ましい。 |
| 入学者選抜方針      | 選抜は、研究・実践・国際連携の能力を中心に、専門および英語の筆記試験、研究計画に基づく口述試験が行われ、総合的に評価する。  |